令和７年（フ）第５１７号
茨城県水戸市見川５丁目126番地の４　エヴァーグリーン201号
破産者　小倉　恵美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１８６号
茨城県那珂市中里301番地　養護老人ホームナザレ園、前住所茨城県常陸太田市山下町4139番地　ルピナスハイツＢ101号
破産者　大田原千壽子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７５５号
埼玉県朝霞市北原１丁目５番９－406号、旧住所埼玉県富士見市関沢３丁目７番31号　アスティオン朱鷺205
破産者　ジョンストン円
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２５号
埼玉県北本市栄７番地　３－17－501、旧住所埼玉県鴻巣市大間２丁目２番47－106号　フォレストバード
破産者　亀野　知奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４０号
埼玉県川口市上青木西２丁目13番５号
破産者　永井　寛之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５５号
さいたま市見沼区春野１丁目９番１－204号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区堀崎町912番地
破産者　村田　大輔
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６７号
埼玉県加須市礼羽608番地２　サンガーデンⅠ－101
破産者　大島　健一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７１号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－６－307
破産者　大川原昇一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４２８号
埼玉県川越市大字砂新田107番地２　（シャルム２Ｂ号室）
破産者　吉野　佳卓
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４３１号
埼玉県狭山市鵜ノ木４番35号
破産者　柴崎　　初
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４７９号
埼玉県川越市大字笠幡4461番地25
破産者　椎名建設株式会社こと　椎名　亮一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４８９号
埼玉県狭山市入間川２丁目12番20号　ＭａｒｋＤｕｏ狭山103、前住所埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目95番地の７
破産者　浅見　ジョンマーチンこと　バウチスタ　ジョン　マーチン　デラ　クルス
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４９３号
埼玉県飯能市大字赤沢527番地22
破産者　グリーンイノベーションこと　小松　潤一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第９５号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番19－205号
破産者　長野　末男
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６９号
神奈川県藤沢市石川４丁目２番地の３　ヴィラエスト202
破産者　杉原　泰和
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８０号
横浜市栄区公田町198番地14
破産者　鈴木　勝也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３３号
川崎市多摩区登戸1968番地　ＦＬＵＫＥ登戸301
破産者　吉田　真琴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４４号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目19番地18　ローゼンハイツ　203
破産者　宮崎日向子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係